

会議録

令和8年第1回更別村議会臨時会

第1日（令和8年1月23日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 承認第 1号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件
- 第 6 承認第 2号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件
- 第 7 議案第 1号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第 2号 更別村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第 3号 更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第10 議案第 4号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第 5号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件
- 第12 議案第 6号 令和7年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件
- 第13 議案第 7号 令和7年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件
- 第14 議案第 8号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の件
- 第15 議案第 9号 令和7年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	大 野 仁
教 育 長	宝 輪 祐 子	代表監査委員	笠 原 幸 宏
総 務 課 長	末 田 晃 啓	企画政策課長	本 内 秀 明
産 業 課 長	高 橋 祐 二	住民生活課長 会計管理者	小野寺 達 弥
建設水道課長	石 川 亮	保健福祉課長	新 関 保
子育て応援 課 長	酒 井 智 寛	診療所事務長	岡 田 昌 展
教育委員会 教 育 次 長	伊 東 秀 行		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 敬 貴	書 記	庄 野 結 香
書 記	村 田 弘 治		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和8年第1回更別村議会臨時会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。ちょっと若干長くなりますので、申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

本日ここに令和8年第1回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和8年の年明けは天候にも恵まれ、大変穏やかな新春の幕開けとなりました。改めまして、新年明けましておめでとうございます。今年も何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本年度の農業の粗生産額は135億円とお聞きしております。近年災害級とも言える異常気象によりまして作物への被害の影響も大きなものがあり、引き続き肥料、飼料、農業資材の高騰や円安により実際の農業所得が大きく減額となっており、農業経営全般にも大きな暗い影を落としております。また、生乳や個体の販売がやや上向きになったとはいえ、酪農、畜産も燃油や飼料高騰が続く中、いまだ厳しい経営に迫られております。本年も農業経営基盤の安定に向け、これまで以上にJAさらべつさんとタッグを組んで本村の基幹産業である農業を守るため、しっかりとした支援策を適宜継続して実施していきたいと考えております。そして、本年が何よりも天候に恵まれ、豊穰の秋を迎えられることを切に願っております。

さらに、米価はもとより食品や日用品などの値上げや物価高により、住民生活や商工業にも影響が及び生活費が深刻なものとなっております。先日国から物価高騰対策重点交付金がありましたが、村としての支援策をまとめ、本臨時会にご提案をさせていただきました。内容につきましては、村民1人当たり1万3,000円のクーポン券の発行、認定農業者約200人及び村内約60事業者に、商店街を含めて物価高騰対策エネルギー価格高騰対策支援としてそれぞれ上限10万円の支援、運送業者から申入れがありました。運送業者燃料価格高騰対策支援として貨物等車両に約70台を対象に車両1台当たり5万円、被牽引車2万円の支援、さらに光熱費、食料費高騰対策として村内の医療施設2件、介護施設7件、障害者施設2件、保育施設2件合わせて296万4,000円の支援を行いたいと考えております。議員の各位の皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

また、そのほかに別途国から子育て応援支援として18歳未満の子どもたちに2万円の支援がなされます。あわせて、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

さて、現在村内16か所で行政区懇談会を実施しております。令和8年度の主な事業計画ほか3件につきまして説明を行っております。また、村政全般に関わるご意見、ご要望に

についても数多く伺っておりますが、村民の皆様の声を真摯に受け止めながら、今後の村政や各種施策に確実に生かしてまいりたいと考えております。なお、懇談会の大きな内容につきましては、村ホームページや村長室だより3月号などでご報告をさせていただきたいと考えております。

今年度、文科省の学校施設等の補助金が全道で70%ほど不採択という厳しい状況でありましたが、過疎対策事業債7割が戻ってきますけれども、1億円の起債、それと並びに今回北海道の地域づくり総合交付金が新たに採択となりました。給食センター約8,000万円、福祉資本約2,000万円の交付金が交付されます。当初はかなり財政的に苦しくなるとの見方でしたが、少し安堵しているところであります。また、ふるさと納税も企業版ふるさと納税を含め、本年度当初予算に計上しました当初予算目標の寄附額5億円に到達しました。現在5億3,000万円を超えております。3月までありますけれども、本村にとって貴重な自主財源として各種施策に生かしてまいります。引き続き健全財政の維持、継続に努めてまいります。

また、新しい話題として来年2月初旬ですけれども、本村においてミチシロカ地域創生フィールドワークが開催されます。関西方面、首都圏、道内の大学より12名の学生が来村します。この事業は移動を通じた関係人口創出を目指すJAL、日本航空です。ガクツナプロジェクトとも共同で実施をされることになっており、多くの事業者のご協力の下、実証されます。冬の十勝、更別村をひもとき、地域社会への価値を創造するをテーマに更別村をフィールドに様々な課題解決に向けた提案がなされます。村外から新しい風を大歓迎するとともに、いま一度更別村の魅力について考えるよい機会として村としても全面的に協力していきたい考えであります。

また、デジタル部門につきましては、昨年10月から開始されましたどんぐりスタンプ会員によるデジタル化において現在ひやくワクサービスID交付が1,572件、どんぐりスタンプアプリ登録者が1,146名、2,000ポイントの付与数が現在935名となっております。また、キャリア5G基地局、正確には7基ですけれども、設置に続きまして現在まだ設置を進めておりますスターリンク衛星通信の基地局は3月までに新たに上更別市街地への設置を含め関連するWi-Fi拠点基地局10基を整備し、災害時の通信網の確保や各種デジタル施策の利活用を生かしてまいりたいと考えております。

本臨時会におきましては、承認案件2件、条例改正の件4件、一般会計、特別会計補正予算の件5件の合わせて11件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願ひ申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願ひいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、荻原さん、7番、高木さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第1回村議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ1月22日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

◎日程第5 承認第1号

○議 長 日程第5、承認第1号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第1号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求める件であります。

令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)につきましては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開きください。専決処分書であります。

令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり専決処分するものであります。

理由といたしまして、水道管凍結に伴う断水の修繕を早急に行う必要があり、予算の追加補正を行いたく、議会を招集するいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

別紙、令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)をお開きいただきたいというふうに思います。第1条のとおり、令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによるものであります。

第2条で、令和7年度更別村簡易水道事業特別会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を収入の第1款簡易水道事業収益、第2項営業外収益で95万4,000円を追加し、補正後の予算を6,453万7,000円とし、支出の第1款簡易水道事業費用、第1項営業費用で95万4,000円を追加し、補正後の予算額を1億7,398万円とするものであります。

続きまして、実施計画1ページをお開き願いたいというふうに思います。令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算明細書であります。収益的収入及び支出の収入、款1簡易水道事業収益、項2営業外収益、目3負担金、節受益者負担金で共同施設維持管理負担金95万4,000円を追加しております。

支出は、款1簡易水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節修繕費で修繕費95万4,000円を追加しております。このたびの件につきましては、1月2日、幕別町元忠類の住民から1月1日から水道が出ない旨の連絡が建設水道課に入りました。職員が調査を行いました。凍結箇所の確認には至りませんでした。引き続き調査を行い、1月4日に河川横断で土砂洗掘が発生し、給水管が露出している箇所を発見、凍結を確認いたしました。直ちに解氷作業を行った結果、同日14時20分に通水いたしました。

以上、ご報告を申し上げ、ご承認のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第1号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第2号

○議 長 日程第6、承認第2号 令和7年度更別村一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第2号 令和7年度更別村一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求める件であります。

令和7年度更別村一般会計補正予算(第6号)につきまして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページであります。専決処分書であります。

令和7年度更別村一般会計補正予算(第6号)につきましては、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分するものであります。

理由といたしまして、衆議院解散に伴い衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を行う事務経費を追加補正する必要が生じました。議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありますので、専決処分をするものであります。

続きまして、別紙、更別村一般会計補正予算(第6号)について、そちらのほうをお開き願いたいと思います。第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万

5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億6,063万5,000円とするものであります。

まず初めに、歳出のほうからご説明申し上げます。6ページをお開きください。款2総務費、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費で505万5,000円を追加し、補正後の額を同額としております。説明欄(1)、衆議院議員選挙経費の節1報酬、選挙管理委員会委員報酬で14万3,000円、投票管理者・職務代理者報酬で20万4,000円、投開票・選挙立会人報酬で32万3,000円を追加しております。節3職員手当等、事務従事者手当176万円を追加しております。節8旅費、費用弁償、選挙管理委員会費用弁償等で1万7,000円を追加しております。節10需用費、消耗品費で23万6,000円、燃料費で2万8,000円、印刷製本費で19万6,000円、続きまして7ページにまいりますけれども、食料費で16万8,000円を追加しております。節11役務費、通信運搬費、郵便料で49万2,000円、手数料、投票用紙計数機点検調整料、除雪手数料で34万9,000円を追加しております。節12委託料、その他業務委託料、選挙ポスター掲示場作成委託料で112万2,000円を追加しております。節13使用料及び賃借料、使用料、複写機使用料で1万7,000円を追加しております。

続きまして、歳入のほうにまいります。5ページをお開きください。款10、項1、目1地方交付税で205万5,000円を追加し、補正後の額を22億425万3,000円としております。全額普通交付税の追加であります。

款15道支出金、項3委託金、目1総務費委託金で300万円を追加し、補正後の額を1,571万6,000円としております。全額、衆議院議員選挙委託金の追加であります。

なお、10ページ以降には選挙管理委員会委員報酬など特別職の報酬、一般職の職員手当等の追加に伴う給与費明細書を添付しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご報告を申し上げ、ご承認方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 このたびは突然の厳寒期の選挙で、しかも報道によれば投票日までの時間も大変短いということで、村の職員や選挙管理委員会、その他選挙に関わる皆様は大変ご苦勞のことと思います。もちろん反対があろうはずはないのですが、衆議院が解散されるのは今日の午後というふうに報道されております。20日に既に専決処分、もちろんタイミング的に必要であると思いますが、その根拠になったもの、例えば国や道からの連絡や指示があるのか、それとも報道に基づいて村で判断されたのか、その点だけ明らかにしていただければと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 専決処分をいたしましたけれども、19日の高市首相の記者会見によりまして解散の表明をされましたので、これをもって補正予算の専決処分とさせていただきます。

以上でございます。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 もう一点確認をさせてください。

選挙関係です。今般各都道府県も含めて、2月の選挙ということで緊急であるということも含めて、いわゆる選挙ポスターの看板の関係非常に話題になっております。特に豪雪地帯等については、凍結も含めて設置場所を制約しなければならないという実態も報道されておりますけれども、更別村はどのような状況で進めるのかだけご説明いただければありがたいと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 早期に補正予算を専決処分しなければならないのは、ポスター掲示場の設置を早くしなければならないということで、専決処分をできるだけ早くさせていただきました。冬期間ですので、設置は実際に設置をお願いする業者さんには大変なご苦勞をおかけしますが、設置の契約を締結しておりまして、既に設置は済んでおります。ただ、これから雪が降ってきたり、風が吹いたりということが考えられますので、適宜点検をしながら、きちんとポスター掲示場が設置されていることを確認しなければならないと思っていますところでございます。

以上でございます。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございます。

もう一点確認だけさせてください。いわゆる更別村における看板の設置場所の部分は何か所って決められていると思うのですが、従来どおりの設置になるかどうかだけ確認させてください。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 これまでの選挙と同様でございます。

以上でございます。

○議長 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから承認第2号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第1号

○議 長 日程第7、議案第1号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第1号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和40年更別村条例第17号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国家公務員の給与の取扱いに準じて議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の350から100分の355に改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。

現行の期末手当を規定する第6第2項第2号の下線部「100分の350」を改正後は同じく第2号「100分の355」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

改正後の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、以下改正後の条例といいます、の規定は、令和7年12月1日から適用するものであります。

3、改正後の条例の規定を適用する場合におきましては、改正前の更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第1号 更別村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議 長 日程第8、議案第2号 更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第2号 更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和38年更別村条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国家公務員の給与の取扱いに準じて特別職の職員で常勤のもの期末手当の支給割合を改めるため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、第1条におきまして12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の230から100分の235に改めるものであります。

(2)、第2条におきまして6月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の230から100分の232.5に、12月1日に在職する者に支給する期末手当の支給割合を100分の235から100分の232.5に改めるものであります。

次のページをお開きください。条例第1条の本文であります。現行の期末手当を規定する第4条第2項第2号の下線部「100分の230」とあるのを改正後は同じく下線部「100分の235」に改めるものであります。

次のページにまいります。次のページは、第2条の条例本文であります。現行の期末手当を規定する第4条第2項の第1号、6月1日に在職する者、下線部「100分の230」を改正後は「100分の232.5」に、第2号、12月1日に在職する者、下線部「100分の235」とあるのを「100分の232.5」にそれぞれ改めるものであります。

なお、附則といたしまして、1、この条例は、公布の日から施行するものであります。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであります。

2、第1条の規定による改正後の更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例、以下、改正後の条例といいます、の規定は、令和7年12月1日から適用するものであります。

3、改正後の条例の規定として適用する場合においては、第1条の規定による改正前の更別村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第2号 更別村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議 長 日程第9、議案第3号 更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第3号 更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、更別村職員の給与につきまして国家公務員の取扱いに準じた改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、第1条において、通勤手当及び宿直手当、日直手当の支給額を改めるものであります。

(2)、第1条において、12月に支給する期末手当の支給割合につきまして100分の125から100分の127.5に改めるものであります。

(3)、第1条において、勤勉手当の総額の限度額を算出するために勤勉手当基礎額に乗じる率を12月に支給する場合について100分の105から100分の107.5に改めるものであります。

(4)、第1条において、行政職給料表を改めるものであります。

(5)、第2条におきまして、通勤手当に駐車場等に係る通勤手当を新たに設けるもの

であります。

(6)、第2条におきまして、期末手当については6月に支給する支給割合は100分の125から100分の126.25に、12月に支給する支給割合は100分の127.5から100分の126.25に改めるものであります。

(7)、第2条において、勤勉手当の総額の限度額を算出するために、次のページにまいります。勤勉手当基礎額に乘じる率を6月に支給する支給割合は、100分の105から100分の106.25に、12月に支給する支給割合は、100分の107.5から100分の106.25に改めるものであります。

(8)、第3条におきまして、附則の経過措置を定めるものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

1 ページおめくりいただきまして、条例本文でございます。第1条で更別村職員の給与に関する条例の一部を改正し、通勤手当について規定する第8条の3第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に、同号エ中「1万円」を「1万400円」に、同号オ中「1万2,900円」を「1万3,500円」に、同号カ中「1万5,800円」を「1万6,600円」に、同号キ中「1万8,700円」を「1万9,700円」に、同号ク中「2万1,600円」を「2万2,800円」に、同号ケ中「2万4,400円」を「2万5,900円」に、同号コ中、次のページを御覧ください。「2万6,200円」を「2万9,100円」に、同号サ中「2万8,000円」を「3万2,300円」に、同号シ中「2万9,800円」を「3万5,500円」に、同号ス中「3万1,600円」を「3万8,700円」に改めるものでございます。

宿直手当、日直手当について規定する第13条の2中「1万1,100円」を「1万1,550円」に改めるものでございます。

期末手当について規定する第14条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第4項中「100分の70と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加えるものでございます。

勤勉手当について規定する第14条の4第2項中、次のページを御覧ください。「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の50」の次に「と、「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」」を加えるものでございます。

別表第1(一)の行政職給料表は、一般職の職員の給与に関する法律別表第1、行政職給料表(一)の1級から6級までに準じて全ての級、号俸の金額を改めるものでございます。なお、議案資料として行政職給料表の改正前と改正後の比較表をお配りしておりますので、ご参照くださるようお願いいたします。

6 ページほどおめくりいただきまして、第2条で同じく更別村職員の給与に関する条例の一部を改正し、通勤手当について規定する第8条の3第2項第1号のただし書を削り、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額」を「支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、同号アからスマまでを削り、次のページを御覧ください。同条第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に第3項を加え、「第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設を利用し、その料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、」、第1号で「駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額」、第2号で「前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額」と規定するものでございます。

次のページを御覧ください。同条第4項中係る最初の月の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同条第6項中自動車等の次に「及び駐車場等」を加えるものです。

期末手当について規定する第14条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、同条第4項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を「「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」」に改めるものでございます。

勤勉手当について規定する第14条の4第2項中、次のページを御覧ください。「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に、同条第3項中「「100分の105」とあるのは「100分の50」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」」を「「100分の106.25」とあるのは「100分の51.25」」に改めるものでございます。

次のページを御覧ください。第3条は、更別村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正で、附則第4条中「改正後の更別村職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)」を「更別村職員の給与に関する条例」に改め、附則第5条第4項、第5項、第6項及び第7項中「新給与条例」を「更別村職員の給与に関する条例」に改めるものでございます。

附則第1項で、この条例は、公布の日から施行するよう規定するものでございます。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和8年4月1日から施行するよう規定するものでございます。

附則第2項で、第1条の規定による改正後の更別村職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用するよう規定するものでございます。

次のページを御覧ください。附則第3項で、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の更別村職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすよう規定するものでございます。

以上でございます。

- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

- 議 長 これで討論を終わります。
これから議案第3号 更別村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

- 議 長 日程第10、議案第4号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村 長 議案第4号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例制定の件であります。

更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年更別村条例第29号)
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、国家公務員の給与の取扱いに準じてパートタイム会計年度任
用職員の宿直勤務に係る報酬額を改め、また、期末手当に関し、更別村職員の給与に関す
る条例(昭和37年更別村条例第12号)第14条第2項の規定に準じた支給割合に改めるため、
この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、パートタイム会計年度任用職員で、宿直勤務に係る
報酬額を6,660円から6,930円に改めるものであります。

(2)、パートタイム会計年度任用職員の期末手当に係る支給割合を1.25から1.2625に
改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。

現行の宿直勤務に係る報酬を規定する第27条第1項、下線部「6,660円」を改正後は「6,930
円」に改めるものであります。

続いて、第29条第2項、下線部「1.25」を改正後は「1.2625」に、続きまして第3項の下線部「1.25」をこれも改正後は「1.2625」にそれぞれ改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

2、令和8年3月以前の期間を支給対象月として支給されるパートタイム会計年度任用職員の期末手当に関しては、この条例の施行後も、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第4号 更別村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議 長 日程第11、議案第5号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第5号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,856万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億7,920万1,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、令和7年度更別村一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,856万6,000円を追加し、78億7,920万1,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

繰越明許費、第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によるものでございます。

初めに、人件費についてご説明いたします。主な理由は、給与改定によるものです。各科目において予算の補正がありますが、こちらにつきましては給与費明細書によりご説明いたします。20ページをお開き願います。1、特別職については給与費は長等が10万円、議員が8万4,000円を追加、共済費は1万円の追加、合計で19万4,000円の追加です。

21ページをお開き願います。2、一般職、(1)、総括については、給与費が1,372万6,000円、共済費が79万3,000円、合計で1,451万9,000円の追加です。手当ごとの補正後、補正前比較の金額については、職員手当等の内訳をご参照願います。

22ページは給料及び職員手当等の増減額の明細、23ページは給料及び職員手当の状況です、ご参照願います。

24ページ、25ページは、給料及び職員手当等の科目別内訳です。補正後の款項目別の内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。初めに、歳出からご説明いたします。補正予算の主な理由といたしまして2点ございます。1点目は、給与費明細書でご説明したとおり給与改定によるものです。2点目は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業です。

交付金を活用した事業といたしまして、さらべつ生活応援クーポン券発行事業は、エネルギー、食料品等価格高騰の影響を受けている村民と商工業者を支援するため、村内で使用できるクーポン券を発行し、村民の消費下支えと地域経済の維持、活性化を図る目的で実施するものです。

更別村認定農業者燃油高騰対策支援事業は、燃油価格高騰の影響を受ける村内農業者の経営を支援し、負担軽減をすることにより産業の保護、育成を図る目的で実施するものです。

原材料等価格高騰対策支援事業は、エネルギー価格高騰の影響を受ける村内事業者の経営を支援し、負担軽減をすることにより産業の保護、育成を図る目的で実施するものです。

運送事業者燃料価格高騰対策支援事業は、燃料価格高騰の影響を受ける村内運送事業者の経営を支援し、負担軽減をすることにより産業の保護、育成を図る目的で実施するものです。

医療・介護・福祉施設事業者支援事業は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている医療、介護、福祉施設事業者の負担を軽減し、安定的かつ継続的な事業運営を支援する目的で実施するものです。

款項目別の内訳についてご説明いたします。初めに、8ページをお開き願います。款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費は34万9,000円を追加し、補正後の額を5,031万円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費、(2)、議員報酬等は、給与改定等です。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は1,240万3,000円を追加し、補正後の額を12億1,551万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費は、給与改定、9ページをお開き願います。(2)、総務管理一般事務経費は村長公債費の追加、(3)、情報処理管理事務経費、OA機器管理は北電の電柱移設に伴う光ケーブルの移設工事、(4)、フルタイム会計年度任用職員給与等は給与改定です。

10ページを御覧願います。目9 住民活動費は88万6,000円を追加し、補正後の額を2,993万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、行政区会館維持管理経費は、協和区及び更生区の行政区会館の暖房機器の更新です。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費は46万4,000円を追加し、補正後の額を5億8,114万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、医療・介護・福祉施設事業者支援事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、村内の医療、介護、福祉施設事業者に対する支援金です。対象事業者は、株式会社エースフロンティア、支援額が19万2,000円、一般社団法人めぶきの森、支援額が6万円です。(2)、福祉ホーム維持管理経費は、施設開始準備のために必要な光熱水費などです。

目2 福祉の里総合センター費は32万2,000円を追加し、補正後の額を7,574万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費は、生活支援ハウス食堂、談話室等のカーテンの更新です。

項2 児童福祉費、11ページをお開き願います。目1 児童福祉総務費は1,118万4,000円を追加し、補正後の額を2億5,567万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、医療・介護・福祉施設事業者支援事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、村内の医療、介護、福祉施設事業者に対する支援金です。対象事業者は、社会福祉法人更別どんぐり福祉会、支援額は68万4,000円です。(2)、物価高対応子育て応援手当補助事業は、国が新たに創設した事業で、物価高対応子育て応援手当の支給に関するものです。対象児童、平成19年4月2日から令和8年3月31日生まれの計算上504名、1人当たり2万円を児童手当を受給している方に支給するものです。

項3 老人福祉費、目3 老人福祉推進費は179万9,000円を追加し、補正後の額を8,184万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、介護保険事業特別会計繰出金 介護給付は、給与改定等です。12ページを御覧願います。(2)、医療・介護・福祉施設事業者支援事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、村内の医療、介護、福祉施設事業者に対する支援金です。対象事業者は、特定非営利活動法人かしわのもり、支援額は1万2,000円、社会福祉法人博愛会コムニの里さらべつ、支援額は104万4,000円、社会福祉法人元気の里とかち、支援額は62万4,000円です。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費は7万2,000円を追加し、補正後の額

を1,058万4,000円とするものでございます。説明欄（１）、医療・介護・福祉施設事業者支援事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、村内の医療、介護、福祉施設事業者に対する支援金です。対象事業者は、有限会社フナキ薬局、支援額は7万2,000円です。

目3環境衛生費は59万4,000円を追加し、補正後の額を2,972万5,000円とするものでございます。説明欄（１）、火葬場維持管理経費は、火葬場のオゾン脱臭システムの修繕です。

目4診療所費634万7,000円を追加し、補正後の額を1億4,211万4,000円とするものでございます。説明欄（１）、特別会計（診療施設勘定）繰出金は、歳入歳出の均衡を図るためです。（２）、医療・介護・福祉施設事業者支援事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、村内の医療、介護、福祉施設事業者に対する支援金です。対象事業者は、医療法人社団法人秀和会つがやす歯科医院、支援額は27万6,000円です。

13ページをお開き願います。目5保健推進費は20万9,000円を追加し、補正後の額を3,343万円とするものでございます。説明欄（１）、健康増進事業は、栄養実習室冷蔵庫の更新等です。

項3上水道費、目1簡易水道費は44万2,000円を追加し、補正後の額を5,483万4,000円とするものでございます。説明欄（１）、簡易水道事業特別会計繰出金は、給与改定等に伴う繰出金の増です。

項4下水道費、目1下水道費は26万9,000円を追加し、補正後の額を1億4,425万5,000円とするものでございます。説明欄（１）、公共下水道事業特別会計繰出金は、給与改定等に伴う繰出金の増です。

14ページを御覧願います。項5衛生諸費、目1複合事務組合費は84万6,000円を追加し、補正後の額を1,596万4,000円とするものでございます。説明欄（１）、十勝圏複合事務組合負担金 運営分、（２）、十勝圏複合事務組合負担金 建設分は、負担金の確定です。

款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費は51万円を追加し、補正後の額を2,482万5,000円とするものでございます。説明欄（１）、職員等人件費は、給与改定等です。

15ページをお開き願います。目2農業振興費は2,000万円を追加し、補正後の額を4億8,624万6,000円とするものでございます。説明欄（１）、農業振興補助金等は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、村内農業者に対する支援金です。認定農業者燃油高騰対策支援事業は、認定農業者に対し、令和6年度分に係る軽油に要した費用の20%を補助、上限は10万円です。

目3農地費は36万3,000円を追加し、補正後の額を4,785万2,000円とするものでございます。説明欄（１）、排水施設維持管理費は、河川水質事故対応としてオイルフェンスの購入です。

款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費は5,391万4,000円を追加し、1億4,510万7,000円とするものでございます。説明欄（１）、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 補助は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、村民及び村内

の商工業者に対する支援金です。さらべつ生活応援クーポン券発行事業は、村内で使用できるクーポン券、村民1人当たり1万3,000円分の発行です。運送事業者燃料価格高騰対策支援事業は、運送事業者が保有する補助対象ごとの車両台数に算定単価を乗じた額を補助、上限は200万円です。補助対象となります車両につきましては、貨物自動車1台5万円、72台分、被牽引車両1台2万円、20台分を計上しております。原材料等価格高騰対策支援事業は、村内事業者に対し、令和6年度分の営業用電気、車両燃料等に要した費用の20%を補助、上限は10万円です。

16ページを御覧願います。款8土木費、項3住宅費、目1住宅管理費は52万円を追加し、補正後の額を1,354万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、村営住宅等維持管理経費は、曙団地で使用する芝刈り機の更新です。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費は319万8,000円を追加し、補正後の額を1億4,313万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、職員等人件費、(2)、指導主事共同設置事業 人件費分は、給与改定等です。

17ページをお開き願います。項2小学校費、目1学校管理費は123万1,000円を追加し、補正後の額を9,485万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、学校施設維持管理経費 小学校は更別小学校の温水ボイラーの修繕、(2)、学校施設改修事業 小学校は上更別小学校の給食搬入口のシャッター交換です。

目2教育振興費は38万9,000円を追加し、補正後の額を256万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、教材備品購入経費 小学校は、更別小学校のアンプ購入です。

項3中学校費、18ページを御覧願います。目1学校管理費は17万2,000円を追加し、補正後の額を6,606万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、学校施設維持管理経費 中学校は、理科室の水洗修繕です。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費は73万1,000円を追加し、補正後の額を7,176万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、フルタイム会計年度任用職員給与等は給与改定、(2)、幼稚園舎維持管理経費は電話機器等の修繕です。

項6保健体育費、目2体育施設費は135万2,000円を追加し、補正後の額を7,886万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、コミュニティプール維持管理経費は、廊下天井の塗装修繕、19ページをお開き願います。(2)、トレーニングセンター維持管理経費は、フットサルのゴールポスト、トランポリン、プールで使用するコースロープの更新です。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。7ページをお開き願います。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は3,425万3,000円を追加し、補正後の額を22億3,850万6,000円とするものでございます。普通交付税の追加です。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は7,381万3,000円を追加し、3億5,458万2,000円とするものでございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

目2民生費国庫補助金は1,050万円を追加し、補正後の額を9,480万7,000円とするもの
でございます。物価高対応子育て応援手当に関する補助金です。

歳入のご説明は以上となります。

続きまして、第2表、繰越明許費についてご説明いたします。4ページをお開き願いま
す。繰越明許費につきましては、記載されているとおりでございます。款7商工費、項1
商工費、事業名、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 補助、金額4,308万2,000
円を令和8年度に繰り越すものです。歳出でご説明いたしましたさらべつ生活応援クーポ
ン券について、令和7年度内に印刷等発送準備、令和8年4月に順次発送、9月末までの
使用期限としております。

令和7年度更別村一般会計補正予算（第7号）の補足説明は以上でございます。

○議 長 この際、午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議 長 ここで、休憩中に議案第5号の補足説明における説明内容について大野副村
長より発言の訂正を求められましたので、これを許します。

大野副村長。

○副 村 長 先ほど私のほうから一般会計補正予算の補足説明の中で一部事業名につつま
して修正させていただきます。

補正予算の15ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費の中の説明欄（1）、
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業の中で、説明の中で原材料等価
格高騰対策支援事業と説明させていただきましたが、説明欄にあるとおり商工業者エネル
ギー価格高騰対策給付金事業、こちらのほうが正しいものというふうになっておりました。
大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

皆さん、よろしいですか。

（異議なしの声あり）

○議 長 この件は終了いたしました。

◎日程第11 議案第5号（続行）

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

1 番、太田さん。

○1 番太田議員 ちょっと確認させてほしいのが医療・介護・福祉施設事業者支援事業についての算定のまず根拠というものをお聞かせいただきたいというのが1つ。

あと、全体的に物価高対策の部分なのですけれども、次に農業の部分に関して大体の方は上限いくとは思うのですけれども、なぜ燃油としたのかということと、次に商工業者エネルギー価格高騰対策ということで営業用電気、車両ということになっていて、上限10万円ということになっているのですけれども、これまたなぜ電気、車両に限って灯油は入れなかったのかなというところも確認させていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 福祉施設の関係です。こちらにつきましては、今回国の交付金の中で推奨事業というメニューの中に医療、介護、保育施設等の物価高騰対策支援というようなことで食料品ですとか、エネルギー価格とかの高騰分などの支援というようなメニューがあったものですから、そこに合わせて今回制度設計という形になっていますので、考え方は令和7年1月から12月までの部分と前年度の実際かかった分の差額について今回支援をするということで、細かい端数とかはあるのですけれども、それぞれ実際にかかっております高騰した分のところになります。区分としてはエネルギー部分、それと食料品部分ということで、それぞれ村内で事業を行っている方々で食料とかのものが無いところはその分は該当していないのですけれども、それ以外のところはそれぞれそのような積算の中で行っております。参考までに、令和4年度もちょっと交付金の名称は別でコロナの交付金ではあったのですが、そのときも同じく1年分の高騰分についての支援をしております、それに準じたような中身で今回決めさせていただいております。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 私のほうからは、農林水産業費、農業振興費の認定農業者燃油高騰対策支援事業補助金の関係についてですが、なぜ燃油としたのかというところでございます。

先ほどの新関課長のほうからもありましたけれども、重点支援交付金のメニューの中で、農林水産業における物価高騰対策支援というメニューの中でそういう費用等についてという部分がありまして、特に農業者であればトラクター等を必ず使用するという中で軽油の使用というものがあるものですから、そこら辺でスピーディーにこの交付金を配付というか、給付できるというふうなことがありまして軽油というふうな形にさせていただいております。

また、商工業の関係についても中小企業等に係るエネルギー価格高騰対策支援というふうなメニューがございます。そういった中で、光熱水費と、あとその営業に係る車両費用というふうな形で見えたものでございます。ちょっと灯油というのでも確かにあったかもしれないのですけれども、こちらのほうではそういったものが算定資料等拾いやすいというか、申請もしやすいかなというところでそのような形にしたところでございます。

以上です。

○議長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 9ページです。総務費の中で村長交際費10万円補正予算で上がってくるというのは大変珍しいのではないかと、これについてはもう少しご説明いただければと思います。これが今年度の特殊な事情なのか、それとも物価高騰等に伴って見直しにつながるのかというあたりもご説明いただければと思います。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 交際費の中身ですけれども、お悔やみに係る香典と供花料の支出が大部分を占めておまして、令和6年度と令和7年度の12月末現在の交際費の支出状況を比較しますと、令和7年度における支出額が令和6年度の支出額より約5万4,000円多くなっておりまして、これは主に4月に執行いたしました村葬において10万円の香典を支出したことがありまして、これが支出額の増加につながっておりまして、今後の支出見込みを考えますと10万円程度の追加が必要と思われるので、この10万円の追加をお願いしているところでございます。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 15ページの先ほどのちょっとあれなのですけれども、商店街の活性化事業でクーポン券1万3,000円分ということなのですけれども、この辺郵送でまた配られたりとか、印刷とかでもお金かかると言うのですけれども、QRコードとか何かデジタル化が進んでいる中でそういったことはできなかったのかなというのと、ほかに考えれば郵便局へのいろんな支援とか、そういったことも考えられるのかなとも思うのですけれども、そういうことがあるのであれば、またそういうふうに話もいただきたいのですけれども、QRコードの部分もうちょっと進めていって、その分例えば郵送がなければそれが1万3,500円になったり、1万4,000円になったかなというところの考えもあるものですから、その辺も補足で説明していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 クーポン券の発行事業関係ですが、全村民に配付するという大前提というか、ございまして、議員がおっしゃるようにQRコードだとかという部分もあるのですけれども、なかなか行き渡っていない、失礼ですけれども、高齢者だとか、そういった部分もありまして、ちょっとアナログではありますけれども、やはりこういった形での対応というふうなことを従前に倣ってやっているところでございます。

また、その当人に必ず届けるというふうなところで、やはり郵便局さんのお力をお借りしてしっかり届けていただく、ちゃんと対面で届けていただくと。そういったところと、あとそういったのが取れない場合にはまたご返却いただいて、こちらからしっかり届けるというふうな形ができるものですから、こちらも従前と同じなのですけれども、郵便局のほうに出してというふうな対応としております。

以上です。

○議 長 ほかいかがでしょうか。ありませんか。
(なしの声あり)

○議 長 それでは、これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和7年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議 長 日程第12、議案第6号 令和7年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第6号 令和7年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件であります。

第1条であります。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ607万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,108万9,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きください。款1総務費は、607万1,000円を追加し、補正後の予算額を3億1,830万7,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄(1)、総務管理経費、給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金は、給与改定に伴う増額であります。なお、8ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願いするものであります。説明欄(2)、診療施設維持管理経費、需用費、役務費、備品購入費は、修繕費の不足見込み分、洗濯機の更新費用、更新に伴う洗濯機の廃棄手数料及び耐火金庫の購入に伴う増額であります。説明欄(3)、フルタイム会計年度任用職員給与等、給料、職員手当等、共済費、負担金補助及び交付金は、給与改定に伴う増額であります。

続きまして、歳入の説明にまいります。5ページをお開きください。款4繰入金は、607万1,000円を追加し、補正後の予算額を1億6,740万8,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、説明欄にまいりまして、一般病床分、救急病

床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれ額を調整しているものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第6号 令和7年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議 長 日程第13、議案第7号 令和7年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第7号 令和7年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,894万6,000円とするものであります。

事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。款3地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目2包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、61万7,000円を追加し、補正後の額を2,916万4,000円とするものであります。フルタイム会計年度任用職員や一般職員の給与改定に伴い人件費を増額するものであります。

なお、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きください。款3国庫支出金、項2国庫補

助金、目3地域支援事業交付金(その他事業)は、23万8,000円を追加し、補正後の額を1,538万9,000円とするものであります。給与改定等に伴う人件費の増であります。

款5道支出金、項2道補助金、目2地域支援事業交付金(その他事業)は、11万9,000円を追加し、補正後の額を769万7,000円とするもので、給与改定等に伴う人件費の増であります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目3地域支援事業繰入金(その他事業)は、11万9,000円を追加し、補正後の額を769万7,000円とするものであります。これも給与改定等に伴う人件費の増であります。

項2基金繰入金、目1基金繰入金は、14万1,000円を追加し、補正後の額を1,672万7,000円とするものであります。これも給与改定等に伴う人件費の増であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和7年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

○議 長 日程第14、議案第8号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第8号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

1ページをお開き願いたいと思います。収益的収入及び支出の収入であります。款1簡

易水道事業収益は44万2,000円を追加し、補正後の額を1億4,991万5,000円とするものであります。

項2 営業外収益、目2 他会計補助金は、人件費の増額に伴い一般会計からの繰入金を追加するものであります。

続きまして、支出にまいります。款1 簡易水道事業費用は44万2,000円を追加し、補正後の額を1億8,074万5,000円とするものであります。

項1 営業費用、目3 総係費は、給与改定によるものでありまして、節、給料ほか、それぞれ増額とするものであります。

2 ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和7年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第9号

○議 長 日程第15、議案第9号 令和7年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第9号 令和7年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

1 ページをお開き願いたいと思います。収益的収入及び支出の収入であります。款1下

水道等事業収益は、26万9,000円を追加し、補正後の額を1億5,815万円とするものであります。

項2 営業外収益、目2 他会計補助金は、人件費の増額に伴い一般会計からの繰入金を追加するものであります。

続きまして、支出にまいります。款1 下水道等事業費用は26万9,000円を追加し、補正後の額を1億9,955万円とするものであります。

項1 営業費用、目3 総係費は、給与改定によるものでありまして、節、給料ほか、それぞれ増額とするものであります。

2 ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和7年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議された議案は全部終了いたしました。

これにて令和8年第1回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時43分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8年 1月23日

更別村議会議長

同 議員

同 議員